

# 東北圏広域地方計画の推進

---

## ① 計画の推進体制について(案)

平成29年2月13日  
東北圏広域地方計画協議会

# 東北圏広域地方計画 第5章の記載ぶり

(P. 122より抜粋)

## 第5章 広域連携プロジェクト

広域連携プロジェクトは、第4章においてとりまとめた26の主要な施策をもとに、新しい東北圏の将来像の実現のため、今後10年間により重点的に進めていく主な取組を示したものである。東北圏におけるあらゆる事業主体においては、各プロジェクトの「具体的取組」で示した先進的な取組や今後の方向性を参考にプロジェクトの具現化に向けて、連携施策等の展開を図る。

なお、各プロジェクトにおいては、その推進に必要な広域性のある代表的な社会資本の整備事業を記述しているが、これらの事業については、最新のデータ等を用いて厳格な事業評価を実施し、評価結果の過程や結果の公表によって透明性を確保しつつ、必要と認められるものについて推進する。

1. 新しい東北圏を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト
2. 安全・安心な東北圏を形成する大規模地震災害対策プロジェクト
3. 東北圏における人口減少対策プロジェクト
4. 都市と農山漁村の連携・共生などによる持続可能な地域構造形成プロジェクト
5. 雪国東北の暮らし向上プロジェクト
6. 東北圏の生活を支える地域医療支援プロジェクト
7. 次世代産業の研究・産業集積拠点形成プロジェクト
8. 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト
9. 「四季の魅力溢れる東北」を体験できる滞在交流型観光圏の創出プロジェクト
10. 東北圏の発展を牽引する日本海・太平洋2面活用によるグローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト
11. 地球温暖化等にともない高まる自然災害リスクへの適応策プロジェクト
12. 東北圏のポテンシャルを活かした低炭素・循環型社会づくりプロジェクト
13. 東北圏の自然環境の保全・継承プロジェクト
14. 「東北にっぽん」を創造する多様な主体が連携・協働する地域づくり支援プロジェクト
15. 首都圏・北海道・北陸圏等との連携強化プロジェクト

## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の効果的推進

#### 1. 計画の推進

東北圏広域地方計画の推進に当たっては、東北圏を取り巻く内外の経済社会情勢の変化等に柔軟に対応するとともに、計画の実効性を確保していく必要がある。このため、東北圏広域地方計画協議会の構成機関を始め、住民、NPO（非営利活動団体）、企業、学術研究機関等の関係機関等が十分に連携・協働を図りつつ、計画が描く地域の将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進していく。

プロジェクトの着実な推進に向けて、プロジェクトごとに担当する協議会構成機関を定め、協議会事務局と連携を図りながら、各種施策の展開・具体化、進捗状況の検証等を行う。

#### 2. 重点的・効率的な施策の実施

厳しい財政事情を踏まえつつ、今後10年間で着実に東北圏の将来像を実現していくため、関係機関等においては、投資効果の早期発現とコストの縮減、選択と集中を図り、重点的・効率的に各種施策を実施していく。

#### 3. 計画のフォローアップ

本計画の実効性を高めるため、本計画の内容や東北圏の実情を踏まえ、毎年度、協議会において、各プロジェクトの推進状況を検証するとともに、推進に向けた課題への対応等について検討し、その結果も踏まえ、プロジェクトを始め計画の一層の推進を図る。

また、全国計画の政策評価等にあわせて、本計画の実施状況を評価し、その結果に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。

なお、これらの実施に当たっては、地域の関係主体の連携・協働を図るため、協議会の構成機関を始め関係機関等により、各種施策の数値目標を共有し、その更新等も踏まえて、十分議論しながら推進する。

### 第2節 他計画との連携

(略)

## 計画の推進体制について（当面の方向性）

- 東北圏の将来像実現のため、15の広域連携プロジェクトの具現化に向けた連携施策等の展開を図っていくことが重要である。
- 今後、緊急的・重点的に推進する広域連携プロジェクトにおいては、関係機関との調整を図りながら、「推進PT(プロジェクトチーム)」の設立に向けた検討を進めていく。
- しかし、推進にあたり、協議会のもと、関係機関からなる「推進PT」を設立する場合、組織設立までのプロセス(調整～合意形成)に多大な時間を要する。
- 一方、現時点において、東北圏では、各機関のあらゆる目標や施策のもと、さまざまな連携の取組が先行的に展開・推進されている状況にある。
- そのため、広域連携プロジェクトの着実な推進に向けて、計画の推進体制に関する当面の方向性については、各機関の「既存連携取組(既存組織)」を基本として、推進していくこととする。
- なお、「推進PT」の設立状況や「既存連携取組」の進捗状況などに応じて、計画の推進体制については、適宜見直しを行っていくこととする。

# 計画の推進体制について(基本的な考え方①)

## 1. 組織(推進PT・既存連携取組)の位置づけ

### 【推進PT(新設組織)の位置づけ】

- ① 推進PTは、東北圏広域地方計画協議会の下に位置づける。
- ② 推進PT設立は、協議会構成機関の合意によって、決定する。
- ③ 推進PTの運営や検討にあたり、必要に応じ、推進室(事務局)が支援する。

### 【既存連携取組(既存組織)の位置づけ】

- 既存組織は、協議会構成機関の合意によって設立された組織ではないため、東北圏広域地方計画協議会に位置づけしない。(→メンバー、目的、内容など組織改編は求めない。)
- ただし、取組(活動)は、広域連携プロジェクトの推進に向けた取組として、位置づける。

## 2. 組織(推進PT・既存連携取組)の取組内容

### 【推進PT(新設組織)の取組内容】

- ① 広域連携プロジェクトを推進する取組項目における成果目標の設定。
- ② 広域連携プロジェクトを推進する取組項目における推進計画等の策定。
- ③ 策定された計画や成果目標等に対する参加機関の役割分担等の把握。
- ④ 策定された計画や成果目標等に対する進捗管理(フォローアップ)
- ⑤ (仮称)プロジェクト推進全体会議に取組状況を報告し、検討や推進に必要な助言等を受ける。

### 【既存連携取組(既存組織)の取組内容】

- これまでどおりの取組を継続。  
(→開催頻度や目標設定など新たな負担は求めない。)

## 計画の推進体制について(基本的な考え方②)

### 3. 主査機関の位置づけ【※推進PT及び既存連携取組とも同じ位置づけ】

- 主査機関は、推進室との連携・調整などのパイプ役。(橋渡し)
- 主査機関は、各組織の事務局機関と同一機関とし、担当部局は広域地方計画の担当部局とする。

### 4. 主査機関の役割

#### 【推進PT(新設組織)における主査機関の役割】

- ① 推進室との連携・調整。《A⇔B》
- ② 推進PT事務局との情報交換、資料及び情報の収集。《B⇔C》
- ③ (仮称)プロジェクト推進全体会議に出席し、取組状況や進捗状況などの報告。《B→D》
- ④ 東北圏広域地方計画協議会等で、担当する推進PTが対象とするプロジェクトの推進に必要な助言等があった場合は、担当する推進PT事務局に対して情報の伝達を図り、対応について共有を図る。《B⇔C》

#### 【既存連携取組(既存組織)における主査機関の役割】

- 上記①～③は同様。
- ただし、④の助言等があった場合は、既存連携取組(既存組織の事務局)に対して情報の伝達は図るが、対応及び共有は任意とする。《B<sub>任意</sub>⇔C》

### 5. (仮称)プロジェクト推進全体会議について

- ① 各組織の主査機関が出席。会議の役職は「補佐・係長級」を想定。  
(※出席者は広域地方計画担当部局以外の部局からの出席も可)
- ② 第1回の会議開催は平成29年度以降とし、年1～2回程度の開催を想定。
- ③ 会議内容は各取組の検討状況や進捗状況の共有。(※具体的内容は今後調整)
- ④ 会議の事務局は東北圏広域地方計画推進室とし、運営・とりまとめ等を行う。

# 計画の推進体制について(体系イメージ図)

